

省エネ性能向上計画認定・基準適合判定料金表（2025.04.01～）

——令和7年4月1日以後に、新規に申請するものから適用——

第1 基本料金

1 住宅

建築物の一部又は全部の用途が住宅の場合は、当該部分について以下のとおりとします。

（税込金額 単位：円）

建て方形式	分類	料金
一戸建ての住宅	下記以外の場合	55,000
	一次エネルギー消費量、外皮性能についての審査が省略できる場合（注1）	33,000
共同住宅等	下記以外の場合 基本料金+戸当たり料金	基本料金 55,000+ 5,500×対象住宅戸数
	一次エネルギー消費量、外皮性能についての審査が省略できる場合（注1）	基本料金 33,000+ 3,300×対象住宅戸数

注1) 建築物エネルギー消費性能適合判定等（建築物エネルギー消費性能適合判定、設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、フラット35S適合証明（省エネルギー性））の申請書類等を活用し、審査を省略することができる場合。ただし、建築物エネルギー消費性能適合判定等と異なるエネルギー消費性能による場合は一般料金とします。

注2) 共同住宅の場合で、共用部分の判定を申請する場合は、1,100円（一次エネルギー消費量についての審査が省略できる場合は660円）×住戸数を共用部分の判定料金とします。

2 非住宅

(1) 建築物の一部又は全部の用途がホテル等、病院等、集会所等、及びこれらを含む複合用途の場合は、当該部分について以下のとおりとします。

（税込金額 単位：円）

評価手法	対象床面積							
	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 50,000㎡未満	50,000㎡以上
標準入力法	229,900	278,300	326,700	375,100	435,600	496,100	677,600	919,600
主要室入力法								
モデル建物法	121,000	145,200	169,400	193,600	229,900	302,500	375,100	496,100

注) 建築物エネルギー消費性能適合判定等の申請書類等を活用し、審査を省略することができる場合の料金は、上表の審査料金に0.5を乗じた額とします。

(2) 建築物の一部又は全部の用途が(1)以外の非住宅の場合は、当該部分について以下のとおりとします。ただし、用途が工場等である特定建築物にあつては、() 書きの金額とします。

(税込金額 単位：円)

評価 手法	対象床面積							
	300㎡ 未満	300㎡ 以上 500㎡ 未満	500㎡ 以上 2,000㎡ 未満	2,000㎡ 以上 5,000㎡ 未満	5,000㎡ 以上 10,000㎡ 未満	10,000㎡ 以上 20,000㎡ 未満	20,000㎡ 以上 50,000㎡ 未満	50,000㎡ 以上
標準 入力法	108,900	157,300	205,700	254,100	314,600	375,100	435,600	617,100
主要室 入力法	(84,700)	(121,000)	(157,300)	(193,600)	(242,000)	(290,400)	(338,800)	(423,500)
モデル 建物法	84,700 (48,400)	108,900 (72,600)	133,100 (96,800)	157,300 (121,000)	193,600 (145,200)	229,900 (169,400)	254,100 (193,600)	314,600 (242,000)

注) 建築物エネルギー消費性能適合判定等の申請書類等を活用し、審査を省略することができる場合の料金は、上表の審査料金に0.5を乗じた額とします。

3 事前相談等に要する費用を別途請求できるものとします。

第2 法第35条第1項第2号及び第3号に係る技術的審査料金

法第35条第1項第2号(基本方針)に係る技術的審査料金は一律55,000円、法第35条第1項第3号(資金計画)に係る技術的審査料金は一律22,000円とします。

第3 計画変更に係る技術的審査料金

第1の1(住宅)及び第1の2(非住宅)の表の金額に0.5を乗じた金額とします。ただし、評価手法の変更及び協会以外の検査機関において適合証が発行された計画変更については、本項を適用せず、新たな依頼とみなして料金を適用します。

第4 複合建築物に係る料金

複合建築物(住宅部分と非住宅部分を有する建築物)の場合は、住宅部分に係る料金及び非住宅部分に係る料金を合算した料金とします。

第5 技術的審査料金の減額

型式認定・製造物認証等を受けている場合、多くの申請が見込める場合、審査の合理化が図れる場合、その他協会が必要と認めた場合は、料金の減額をすることができます。

第6 再交付料金

適合証記載事項のうち、技術的審査が不要な事項の変更等により適合証を再発行するときの料金は、1通につき3,630円とします。

第7 別途協議

この規程に定めのない事項又は特別な事情によりこの規程に定める判定料金等が適当ではないと協会が判断した場合においては、協会と申請者との協議により定める額とします。

この料金表は、令和7年4月1日から適用します。

令和7年3月31日以前に当協会でも申請受付された建築物に対するその後の変更申請の技術的審査料金の適用については、改正前の料金表を適用します。